

京都外国語大学・京都外国語短期大学機関リポジトリ運用規程

令和5年1月5日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、京都外国語大学・京都外国語短期大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 京都外国語大学及び京都外国語短期大学（以下「本学」という。）では、本学の教育研究活動において作成された成果物等（以下「成果物」という。）を収集し、電子資料として恒久的に蓄積・保存を行い、ネットワークを通じて学内外に無償で公開することにより、学術研究の発展に貢献するとともに、大学としての社会的責任を果たすことを目的とする。

(管理運用)

第3条 リポジトリの管理運用は、本学附属図書館（以下「図書館」という。）が行うものとする。

(対 象)

第4条 リポジトリに登録する成果物は、以下のとおりとする。

- (1) 学術論文（本学及び学内教育研究組織等が発行する紀要類に掲載されたもの）
- (2) 学位論文（博士）
- (3) 全国的・広域的な学会誌及び学術雑誌に掲載されたもの
- (4) 研究報告及び調査報告（科学研究費補助金その他の外部資金による研究成果を含む）
- (5) 学術会議等での発表資料
- (6) その他、これらの成果物と同等と認められるもの

(登録者)

第5条 リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する職員（過去に在籍していた者も含む）
- (2) 本学大学院博士後期課程に在籍する者
- (3) 本学から博士の学位を授与された者及び満期退学者
- (4) 前条第1号に定める紀要類を発行する団体
- (5) その他、目的に合致すると認められる者

(登録の申請)

第6条 登録者は、以下の各号全てに承諾のうえ、成果物ごとに「京都外国語大学・京都外国語短期大学機関リポジトリ 登録申請書」に記入し、図書館長に申請するものとする。なお、リポジトリへの登録後も著作権は移転しない。

- (1) 次条に掲げる成果物の利用を許諾すること。
- (2) 成果物及びメタデータは無償で提供すること。
- (3) 成果物及びメタデータは図書館が指定する形式に合わせることを。
- (4) リポジトリへの登録は図書館が行うこと。

(成果物の利用)

第7条 図書館は、登録された成果物を以下のように利用するものとする。

- (1) 成果物を複製し、サーバ上に保存する。
- (2) 複製された成果物は、メタデータとともにネットワークを通じて無償で不特定多数に送信・公開する。
- (3) 適切な状態での運用・提供のため、複製された成果物からバックアップを作成する。
- (4) 学内外のデータベース等に複製された成果物及びメタデータを提供する。

(著作権・利用許諾)

第8条 成果物の著作権が登録者のみに帰属する場合、登録者は第6条に定める登録の申請をもって前条に掲げる成果物の利用を無償で許諾するものとする。

2 成果物の著作権が登録者を含めた複数の者及び団体に帰属する場合、登録者は前条に掲げる成果物の利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得たうえで登録の申請を行うものとする。

3 成果物の著作権が登録者以外の者及び団体に帰属している場合、登録者は前条に掲げる成果物の利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得たうえで登録の申請を行うものとする。

(改変・非公開・削除)

第9条 図書館は、リポジトリに登録された成果物が以下のいずれかに該当する場合、改変、非公開または削除を行うものとする。本条における「非公開」は、成果物のみを非公開にすること、「削除」は成果物、メタデータともに削除することを意味する。

- (1) 成果物に付随するメタデータの改変については、登録者からの申し出により図書館がこれを行う。なお、明らかな記述ミス等については、図書館の判断で修正できるものとする。
- (2) 登録者より非公開または削除の申請があり、その理由に正当性が認められる場合。

(3) 法令上または社会通念上問題があると判断された場合。

(免責事項)

第10条 図書館は、リポジトリに登録された成果物の登録、公開、利用によって生じた損害・不利益について、一切その責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めのないリポジトリの運営に関する事項は、図書館と関係者の間で協議するものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、図書館運営委員会の議を経て図書館長が行う。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。